

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年6月までの期間の付加保険料、同年7月の付加保険料を含む国民年金保険料、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から52年6月まで  
② 昭和52年7月  
③ 昭和54年2月及び同年3月

私は、国民年金及び付加年金に加入していた姉に勧められ、昭和50年9月に国民年金の任意加入と同時に付加年金にも加入し、52年7月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

また、昭和54年2月に国民年金に再度任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納付していた。

申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料並びに申立期間③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金及び付加年金に加入していた姉に勧められ、国民年金の任意加入と同時に付加年金にも加入した。付加年金に加入していることは、当時夫や友人にも話している。」としているところ、i) オンライン記録により、申立人は、申立人の姉が昭和50年9月10日に国民年金及び付加年金に加入した直後の同年同月16日に国民年金に任意加入していることが確認できること、ii) 申立人の姉は、申立人に国民年金及び付加年金の加入を勧めたとしている上、オンライン記録により、申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付していることが確認できること、iii) 申立人の夫は、当時申立人から国民年金の加入と同時に付加年金にも加入し保険料を納付して

いることを聞いたとしていること、iv) 申立人の友人は、申立人と同じ職場で勤務していた 52 年から 53 年頃、申立人から当時国民年金及び付加年金に加入し保険料を納付していたことを聞いたとしており、これらのことは、申立期間①及び②に係る申立人の主張と一致する。

また、申立人は、A 市役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行い、送付された定額保険料と付加保険料が一緒になった納付書により銀行で保険料を納付したとしており、A 市における当時の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする申立期間①及び②の付加保険料額は、当時の実際の付加保険料額とほぼ一致しているなど、申立期間①及び②に係る申立人の申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる上、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和 50 年 9 月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料は現年度納付が可能であること、ii) 申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、申立期間①の定額保険料を全て現年度納付していることが確認できること、iii) 申立期間当時、申立人の住所及び夫の勤務先に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立期間③について、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、昭和 54 年 2 月 2 日付けで国民年金に再度任意加入していることが確認でき、当該時点では、申立期間③の国民年金保険料は現年度納付が可能であることから、保険料の納付意識が高かった申立人が再加入手続を行いながら、再加入当初である申立期間③の保険料の納付を行わなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 9 月から 52 年 6 月までの期間の付加保険料、同年 7 月の付加保険料を含む国民年金保険料、54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

申立期間当時、両親と姉が国民年金に加入しており、私の国民年金の加入手続きを私の父親が行った。国民年金保険料については、私の母親から、父親が家族の保険料を納付していたと聞いており、私を除く家族全員の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

申立期間について、私の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料の未納が無く、国民年金の種別変更手続きも適切に行っている上、申立期間は11か月と短期間である。

また、申立人、申立人の姉及び母親は、「家族の国民年金保険料の納付は父親が行っており、父親はお金にきちょうめんで、年金に関心が高かった。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人の両親及び姉は、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の父親の年金に対する関心と保険料納付の意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に、手帳発行日として昭和49年3月23日と記載されていることが確認でき、申立人は47年5月2日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該手帳発行日時時点で、同年5月から49年3月までの国民年金保険料の納付が可能であり、同手帳に貼付されている申立人の48年4月から52年3月までの国民年金保険料領収書により、昭和48年度分の保険料を49年4月1日に一括納付し、以降半

年毎に6か月分の保険料を納付していることが確認できることから、47年5月から48年3月までの過年度保険料についても、納付意識の高かった申立人の父親が納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで

昭和27年9月にA社に入社後、32年9月に同じ事業者が設立したC社に異動し、58年7月まで継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時は、C社の新工場において機械の試運転及び操作の習得等の業務に従事していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述、及びA社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が有り、申立人と同様にC社の新工場の開業に伴って異動したと考えられる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社の関連会社に継続して勤務し（A社から関連会社のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚は、「昭和32年9月頃からC社に異動したが、開業準備業務に従事しており、同社の工場が開業したのは同年10月からであった。」と供述している上、C社は昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32

年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所の後継会社であるB社は所在地が不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道国民年金 事案 2258 (事案 1975 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から同年10月まで  
② 昭和61年4月から62年6月まで

私は、昭和61年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①について、平成2年の春から夏頃に社会保険事務所(当時)から送付された納付書により、A市役所庁舎内にあるB信用金庫で国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間②のうち、昭和61年4月から同年12月頃までの期間及び62年4月頃から同年6月までの期間はC郵便局で、62年1月頃から同年3月頃まではA市内のD信用金庫で、納付書により毎月、国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和59年7月から同年10月までの期間、61年4月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間の申立てをしていたところ、昭和62年7月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間については、国民年金保険料の納付があったものと認められた。一方、昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認できることから、同年8月の時点で、昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 59

年7月から同年10月までの期間については、申立人は、平成2年頃に社会保険事務所から送付された納付書により保険料を納付したと述べているが、国民年金の未加入期間である当該期間については、申立人に納付書が送付されないこと、iii) 申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間の保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無いこと等の理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に平成23年4月15日付けで通知が行われている。

今回再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、当初の申立期間に加えて昭和59年6月も申立期間としているが、新たに提供した情報は無く、申立期間②について、納付書により毎月、国民年金保険料を納付したと主張を変更しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人は申立期間②当時、国民年金に未加入であり、保険料を現年度納付していたとは考え難い。

また、申立期間②のうち昭和62年1月頃から同年3月頃までは、A市内のD信用金庫で保険料を納付したと主張しており、証人として同金庫の窓口職員の名字を挙げているものの、個人を特定できないことから証言を得ることはできない。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

申立期間当時、夫婦で自営業を始めてから5年が経過し、国民年金保険料の納付の目途も立ったことから、保険料の免除申請をやめて保険料を納付し始めたが、申立期間が保険料の未納期間と記録されている。申立期間の国民年金保険料を納付していることは確かであり、私の妻の年金記録には、昭和61年4月から保険料納付の記録があるが、私の年金記録には納付の記録が無く、夫婦の保険料の納付記録が一致しておらず、申立期間が保険料の未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の免除申請をやめてから、保険料は納付期限に遅れることなく納付していた。」と主張しているが、オンライン記録により、i)昭和61年度分と推認される国民年金保険料納付書が昭和63年7月5日に発行されていること、ii)62年度から平成5年度までの保険料が、毎年、年度末頃に一括納付されていることが確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳により、昭和63年9月27日に申立人が同市職員の訪問を受け、国民年金保険料の納付に関し、「毎年4月に一括納付すること。」を申し合わせていることが確認でき、これらの事実と申立人の保険料納付に係る主張が相違する。

また、オンライン記録により、申立人の妻は、昭和62年7月6日に過年度の未納となっている国民年金保険料についての納付書の発行を受け、昭和61年度の保険料を63年2月26日に一括納付していることが確認でき、妻と同様に申立人に対しても納付書が発行されたものと推認されるが、申立人については保険料が納付されなかったことから、申立人に対しては、同年7月5日に再

度納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、オンライン記録とA市の国民年金被保険者台帳の納付記録は未納で一致しており、申立人の保険料納付記録に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①は、夫婦で国民年金保険料免除の手続を行ったにもかかわらず、夫の年金記録のみが免除期間となっており、私の年金記録が未納期間となっていることに納得できない。また、申立期間②は、夫婦で自営業を始めて5年が経過し、国民年金保険料の納付の目途も立ったことから、保険料の免除申請をやめて保険料を納付し始めた時期であり、その後、滞りなく保険料を納付しているにもかかわらず、未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①における国民年金保険料の免除を遡って申請することはできない。

また、申立人は、「夫が国民年金に加入する際に、私の国民年金の加入手続と保険料の免除申請を併せて行った。年金手帳は今までに1冊しか所持したことが無い。」と述べているところ、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月頃に払い出されたものと推認できるほか、当該台帳管理簿において、申立人の夫の同手帳記号番号の前後に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人の夫が、自身の国民年金の加入手続と併せて申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、「国民年金保険料の免除申請をやめてから、納付期限に遅れることなく保険料を納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人について、i) 昭和 62 年 7 月 6 日に過年度の未納期間に係る納付書が発行されていること、ii) 昭和 62 年度から平成 5 年度までの期間に係る国民年金保険料について、申立人が、毎年、年度末頃に一括して納付していることなどが確認でき、これらの事実と申立人の保険料納付に係る主張が相違する。

また、申立期間②の国民年金保険料について、オンライン記録と A 市の国民年金被保険者台帳の納付記録は未納で一致しており、申立人の保険料納付記録に不自然な点は見当たらない上、申立期間②は申立人の夫の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

私は、転居するたびに役所に国民年金の届出を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと思う。

申立期間の国民年金保険料についても納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居するたびに夫婦二人分の国民年金に係る住所変更手続きを行い、国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、オンライン記録により、申立人の夫は、申立期間において4事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が確認できる上、国民年金加入期間の大部分について保険料が未納であることが確認できる。

また、申立人は、昭和54年4月にA市に転居した際に国民年金に再加入し、住所変更の届出を行ったとしているものの、申立人の年金手帳の住所履歴欄には、当該転居後の住所が記載されていない上、申立人に係る平成2年度以前のA市の国民年金被保険者名簿は確認できず、A市の国民年金過年度納付記録簿（平成4年12月8日作成）においても同年度以前の納付記録欄には記録が表示されていない等、申立人が54年4月当時に国民年金に再加入した形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、平成元年1月21日付けの国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更が、4年2月に元年1月まで遡って処理されており、その時点で、同年同月から同年10月までの国民年金保険料が第3号未納とされ、その後の特例制度期間内の7年7月に第3号特例納付の届出が行われていることが確認できることから判断すると、申立人は、当該種

別変更届を3年12月に提出したものと推認でき、前述の申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の作成状況を考慮すると、昭和54年3月の国民年金の再加入手続についてもこの頃に行われたものと考えられる。

加えて、申立期間は85か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 7 月 31 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間が昭和56年8月1日から57年4月30日までと記録されており、申立期間について同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和57年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同日以後の期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「会社は昭和57年5月頃に倒産しており、当時の関係書類は残されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚8人、及びオンライン記録により、当該事業所において、昭和57年4月30日以降に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚10人の計18人のうち、生存及び所在が確認できた17人に照会し、7人から回答が得られたところ、そのうち申立人を記憶していた5人は、「申立人の退職日及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、「申立期間当時、3か月間ぐらい給与の未払いがあり、

国の未払賃金の立替払制度を活用し、未払賃金の立替払いを受けた。」と供述しているところ、前述の同僚5人のうち3人は、「当時、会社では給与の未払いがあった。」と述べており、そのうちの一人は、「昭和57年5月20日まで勤務していた。同年4月及び同年5月分の給与が未払いとなり、国の制度を活用して未払賃金の立替払いを受けたが、当該期間の厚生年金保険料については、会社から請求をされ支払ったということはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4353

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 20 日まで  
昭和 46 年 11 月に A 社に入社し、同社の B 販売店において 48 年 8 月 19 日まで正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 47 年 6 月 1 日までとなっている。  
継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 6 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間は A 社に、また、申立期間のうち同年 10 月 21 日から 48 年 8 月 19 日までの期間は、同社と系列関係にある C 社に、それぞれ勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、A 社は平成元年 10 月 1 日に、C 社は 2 年 12 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、C 社については、同保険の適用事業所になったのが昭和 50 年 11 月 1 日であり、申立期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、商業・法人登記簿謄本により、両事業所の事業を承継していることが確認できる D 社は、「社内に保存されている両事業所に係る関係書類には、申立人について確認できる資料は無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における両事業所に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したものの、いずれの同僚からも回答が得られない上、申立人は、これらの者以外に対して照会を行うことを希望していないことから、申立人の申立期間における両事業所に係る厚生年金

保険の適用及び厚生年金保険料の控除について供述及び資料を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和47年5月31日時点で厚生年金保険の被保険者であった者が30人確認でき、このうち当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた8人(申立人が名前を挙げた同僚二人のうち同職種であったとする同僚一人を含む。)は、同被保険者記録によると、いずれも当該事業所を同年10月20日に離職し、その翌日に系列関係にあるC社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該8人は、いずれも申立人と同様、同年6月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同日以降C社において雇用保険の被保険者記録が確認できる同年10月20日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における両事業所に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年10月1日まで

A社(昭和34年8月13日まではB社)には、昭和33年4月1日から36年1月29日まで勤務したが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和53年2月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、59年12月2日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所の取締役であった者は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、当時の資料等はなく、申立人の具体的な入社時期並びに申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除の状況については分からない。当時は、従業員の入れ替わりが激しかったので、職種にかかわらず、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。また、その間に、同保険料を給与から控除するようなことはなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以

下「被保険者名簿」という。)によると、申立人が当時、当該事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、厚生年金保険の被保険者であった形跡は見当たらず、二人の連絡先も不明であることから供述を得ることができない上、被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた8人に照会し、全員から回答を得られたものの、申立人を記憶していた同僚4人からは、申立人の入社時期及び厚生年金保険の加入状況等について具体的な供述を得ることができない。

加えて、上記8人のうちの1人は、先述の取締役と同様に、「当時、会社は従業員について、入社後しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該8人のうち、当該事業所が適用事業所となった後に入社したとする同僚3人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ1か月から8か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち二人は、「入社後、数か月経過してから厚生年金保険に加入した。それまでは、同保険料を給与から控除されていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人は当該事業所において昭和34年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4355 (事案 1479、2357 及び 4278 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 6 月 12 日から同年 12 月 27 日まで  
④ 昭和 56 年 12 月 27 日から 57 年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 57 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで  
⑥ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、営業の業務を担当していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、A社に勤務し、月額 25 万円から 45 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

申立期間③については、B社に勤務し、月額 30 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているため訂正してほしい。

申立期間④については、B社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑤については、C社に勤務しており、給与明細書もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑥については、C社に勤務し、月額60万円から160万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているため訂正してほしい。

上記の年金記録訂正の申立てについては、これまで3回にわたって第三者委員会に行ったが、いずれも認められないとの通知をもらった。

この通知に納得できない上、新たな資料及び情報を提供するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持している手帳のメモ及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和47年1月からA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は何も残されておらず、記憶も無い。」と述べており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立期間①当時の経理事務担当者は、「申立人の名前は記憶にないが、営業職は入社後に研修があり、試用期間があったと記憶している。試用期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と述べている上、申立人と同時期に入社し同職種であった同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の47年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できること、iii) 申立人は、申立期間①当時の優秀賞盾の写真及び同年1月分売上げ成果表等を提出しているが、これらの資料からは、申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できないこと、iv) 申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人はA社に係る商業・法人登記簿謄本を提出しているが、当該謄本は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる新たな資料とは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、i) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、当時の事業主も資料は保存されていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る事実を確認することができないこと、ii) 申立期間②当時の経理事務担当者が、「営業職の給与はコミッション制であり、基本給は低く、歩合給の割合が非常に高かったと記憶している。社会保険事務所に届け出た標準報酬

月額に基づき、厚生年金保険料を控除していた。」と述べていること、iii) 申立人と同時期に入社し同職種であった同僚は、「給与は基本給と歩合給からなっており、厚生年金保険料は、基本給と役職手当を基にして控除されていた。」旨述べているところ、当該同僚が所持している昭和47年4月分及び48年1月分の給与明細書によると、その報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録より高額であるものの、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と合致していることが確認できることから、申立人についても、社会保険事務所の記録に基づいた厚生年金保険料が控除されていたものと推認できること、iv) 申立人は、申立期間②当時の借入金返済メモ等の資料を提出しているが、これらの資料からは、申立期間②に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について新たな資料を提出することなく、当時の月平均の給与支給額は30万円程度であったので標準報酬月額を訂正してほしい旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、B社における標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が所持する給与明細書から、昭和56年7月分から同年11月分までについては、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い額となることは確認できる。

しかしながら、i) 給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること、ii) 申立人は、昭和56年11月のミーティングメモ及び上記の手帳メモを提出しているが、これらの資料からは、申立期間③に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間③について新たな資料を提出することなく、当時の月平均の給与支給額は33万5,000円程度であったので標準報酬月額を訂正してほしい旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 申立期間④について、i) B社は、平成4年4月30日に厚生年金保険の

適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私は継続して勤務していたが、仕事が無い時は働いておらず、給料も全額もらっていなかったような気がする。」旨述べているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は申立人と同日の昭和56年12月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後の同社における勤務期間についても厚生年金保険の加入記録に空白期間が存在することが確認できること、iii) 申立期間④当時はアルバイトとして勤務し、その後正社員になったとする者は、「私が正社員になってからの厚生年金保険の加入記録にも空白期間があるが、当時、社員は季節労働者扱いであり、年末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた。空白期間については厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と述べていること、iv) 申立人の同社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は合致している上、申立人が所持する厚生年金基金連合会からの通知書に記載された申立人の厚生年金基金の加入記録も、当該期間と合致していること、v) 申立人が申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書の資料が無いこと、vi) 申立人は、「昭和56年6月から同年12月までの賃金票」等が記載されている自身の手帳メモを提出しているが、この資料からは、申立期間④に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、B社に係る商業・法人登記簿謄本及び新たに見つかったとする当時の手帳メモ等を提出し、申立期間を、前回の「昭和56年12月27日から57年1月20日まで」を「56年12月27日から57年2月1日まで」に変更した上で再度調査してほしい旨主張しているが、当該謄本は、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる新たな資料とは認められない上、当該手帳メモ等からは、申立期間④に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況が確認できないこと、また、申立人が当時の同社の状況を知っている者として名前を挙げた、近隣にあったとする商店の店主からは申立人の主張を裏付ける供述を得られなかったことから、申立人から提出されたこれらの資料及び情報等は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が所持している給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和57年2月からC社に勤務していたことは確認できるが、i) 申立人が所持する給与明細書によると、同年2月分及び同年3月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき

ること、ii) 同社は平成3年3月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、協力を得ることができず、申立人の同社における厚生年金保険の適用や保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人と同時期に入社し、申立人が名前を挙げた同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和57年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できること、iv) 申立人の同社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が合致していること、v) 申立人が提出した申立期間当時の同社D支店長であったとする者の平成21年12月22日付けの上申書からは、申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況が確認できないこと、vi) 申立人が提出した昭和57年分確定申告書控用の写しで確認できる社会保険料控除額は、申立人が所持する同年4月分から同年9月分までの給与明細書で控除されていることが確認できる社会保険料控除額と合致し、申立期間⑤に係る厚生年金保険の保険料控除が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間⑤について新たな資料等を提出することなく、前回の申立てにおいて提出している、申立期間当時のC社D支店長であったとする者の平成21年12月22日付けの上申書を再度提出しているが、上記理由と同様に、当該上申書からは、申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、C社における標準報酬月額の変動について申し立てており、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張する通り、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、i) 給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること、ii) 申立人から提出された申立期間⑥当時の売上げコントロール順位表からは、申立期間⑥に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付け、22年7月23日付け及び24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間⑥について新たな資料を提出することなく、当時の月平均の給与支給額は118万8,000円程度であった

ので標準報酬月額を訂正してほしい旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 7 そのほかに全ての申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを、また、申立期間②、③及び⑥においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

申立期間当時、A 高等学校定時制に通いながら仕事をしており、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 31 日までの期間については、B 社 C 支店で勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時在籍していた A 高等学校の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において B 社 C 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、同社 C 支店において昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B 社は、「厚生年金保険の適用について、現在もパートタイマー等適用除外の者がいるように、申立期間当時も様々な雇用形態の者が勤務していたと思われ、必ずしもこれらの者全員に厚生年金保険を適用させていたわけではなかった。」と回答している。

さらに、B 社 C 支店に係る被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 23 人に照会し、11 人から回答を得られたところ、自身の入社日を記憶している同僚 10 人のうち 9 人は、入社日から 5 か月から 3 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当

該事業所では、申立期間当時、従業員の厚生年金保険の取扱いについて、入社と同時に加入させず、従業員ごとに同保険の加入判断を行っていたと考えられる。

加えて、自身の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している9人のうち3人は、「厚生年金保険に未加入の期間は、同保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 27 日まで

A市役所に昭和49年から55年までの間に計4回臨時職員として勤務した。このうち、49年10月1日から50年4月1日までの期間及び54年10月19日から55年1月19日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、両申立期間について、同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が臨時職員の仕事を紹介されたとして名前を挙げた同僚の供述、及び申立人から提出された昭和51年1月にA市役所庁舎前で撮影したとする写真から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人は、両申立期間において、同市役所に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A市B部は、「当時の資料は廃棄済みであり、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、両申立期間当時の同僚として5人の名前を挙げているが、  
i) 申立人が上司であったとする二人のうちの一人は、既に死亡しており、他の一人は個人を特定することができないことから供述を得ることができない、  
ii) 申立人と同様、臨時職員であったとする二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡は見当たらず、両人の連絡先も不明であることから、供述を得ることができない、  
iii) 唯一供述を得られた申立人に仕事

を紹介したとされる同僚は、「臨時職員の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから、これらの者から申立人の両申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、両申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者 11 人に照会し、6 人から回答が得られたところ、このうち、申立人と同様、臨時職員であったとする 4 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうち複数回臨時職員として勤務したとする一人は、「勤務していた期間のうち、一部の期間については厚生年金保険に加入していない期間があった。当時は、私のほかにも厚生年金保険に加入していない臨時職員がいた。厚生年金保険に加入していない期間は給与から厚生年金保険料を控除されていない。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、臨時職員として採用した者について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、両申立期間に係る当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても両申立期間に係る申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。